

山形市新型コロナウイルス感染症対策雇用調整助成金申請支援補助金

1. 補助対象者について

- ① 山形市内に住所のある事業所が対象になります。雇用調整助成金申請者の住所（本社など）が山形市以外でも、山形市内の事業所の分（支店など）が含まれていれば申請できます。ただし、その場合の補助金は、申請した全体の人数から山形市分を按分した額となります（社会保険労務士等の領収書に山形市分が明記されている場合は除く）。
- ② 雇用調整助成金申請時に、山形市外の事業所を含めている場合は、別添の申請書追加様式を提出してください。社会保険労務士等が領収書に山形市分を明記している場合は提出不要です。

2. 補助対象経費について

- ① 4/1～~~6/30~~9/30の休業に対し、4/1以降に計画届・申請を行った分が対象となります。
- ② 1事業所あたり雇用調整助成金申請1回分に要した経費1回限りの補助金となります。雇用調整助成金申請の複数回分の経費をまとめて申請することはできません。可能です。
- ③ 給付申請に係る補助金のため、雇用調整助成金の採択が不支給であっても、補助金は交付されます。
- ④ 様式第2号「補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書」について、仕入れ控除税の対象かどうかに係わらず、申請者全員より提出いただくことになったため、申請時、もしくは税額が確定次第、提出していただきますようお願いいたします。（記載例参照）

3. 交付申請について

- ① 雇用調整助成金申請の際の書類の写しを添付していただきます。書類は2種類（①雇用保険被保険者用→雇用調整助成金 ※休業等実施計画届及び支給申請書、②雇用保険被保険者以外用→緊急雇用安定助成金 ※休業実施計画届及び支給申請書）ありますが、1事業所で双方の従業員の分を申請する場合に、それぞれの写しを添付してください。
※注）国の手続き簡素化により、5/19以降の雇用調整助成金申請には計画届の提出が不要となるため、こちらへの添付も不要となります。
- ② 社会保険労務士等の領収書には、雇用調整助成金の支給申請代行に係る報酬等の旨を明記してもらってください。
- ③ 申請書の申請者名と振込口座は同じ名義にしてください。

4. 補助金額確定通知について

申請後、書類の審査が終了した時点で確定通知を送付いたします。補助金の入金はその後になります。

5. その他

市では社会保険労務士等の紹介はしておりません。

山形県社会保険労務士会（TEL 023-631-2959）等へご相談ください。